

○農林水産省告示第千二百四十九号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項の規定に基づき、指定市町村を次のとおり指定したので、農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第九条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年六月一日

農林水産大臣 森山 裕

指定する市町村	指定の効力が生ずる日
新潟県新潟市 長岡市 福井県越前市 三重県津市 松阪市 鈴鹿市 名張市	平成二十八年六月一日

<p>長野県飯田市</p> <p>長崎県諫早市</p>	<p>鳥羽市</p> <p>伊賀市</p> <p>東員町</p> <p>朝日町</p> <p>大台町</p> <p>度会町</p> <p>大紀町</p> <p>南伊勢町</p> <p>岡山県岡山市</p> <p>総社市</p> <p>高梁市</p>
<p>平成二十八年九月一日</p>	

神奈川県横浜市

平成二十八年十一月一日